

平成20年1月1日
事務局長裁定

国立大学法人東京学芸大学の契約に係る情報公開に関する基準

国立大学法人東京学芸大学における支出の原因となる契約に係る情報の公開に関する基準を次のとおり定める。

1. 公表の対象とする契約

予定価格が500万円を超えるもの（本学の行為を秘密にする必要がある場合を除く）
単価契約については、年間見込額が500万円を超えるもの

2. 公表の時期及び方法

契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に本学のホームページに掲載し、掲載日の翌日から一年が経過する日まで掲載するものとする。

ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に掲載するものとする。

3. 公表の内容

- (1) 物品、工事、役務等の名称及び数量
- (2) 契約担当役氏名、大学又は附属学校の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 契約金額
- (6) 一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別及び総合評価落札方式によった場合はその旨
- (7) 随意契約によることとした場合は、その根拠及び理由
- (8) 文部科学省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- (9) その他必要な事項

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行し、それ以降に締結した契約から適用するものとする。また、平成18年9月1日から施行された「国立大学法人東京学芸大学における随意契約の公表に関する基準」は、廃止する。